

# 青森県報

号外第百二十号

平成三十年  
十二月十四日  
(金曜日)

## 目次

### 訓 令

○技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……(人事課) ……  
人事委員会

○人事委員会規則七―二〇六(平成三十年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例) ……(職員課) ……  
○人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則 ……(同) ……  
○人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則 ……(同) ……  
○人事委員会規則七―六五(宿日直手当)の一部を改正する規則 ……(同) ……  
○人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則 ……(同) ……

## 訓 令

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の八十五」を「六月に支給する場合には百分の八十五、十二月に支給する場合には百分の九十」に改める。

附則第六項中「204,300」を「204,700」に、「214,800」を「215,200」に、「222,800」を「223,200」に、「234,800」を「235,200」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条、第五条、附則第六項関係)

### 技 能 職 等 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200	
2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100	
3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900	
4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700	
5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500	
6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300	
7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000	
8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800	
9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300	
10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100	
11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800	
12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600	
13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000	
14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700	
15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300	
16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800	
17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300	
18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900	
19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500	
20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200	
21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200	
22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600	

23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000	74	213,400	254,500	285,500	313,100	360,800
24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500	75	213,900	255,000	286,300	313,600	361,300
25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600	76	214,600	255,500	287,100	314,000	361,800
26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100	77	214,800	255,800	287,700	314,200	362,200
27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500	78	215,500	256,200	288,200	314,500	
28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900	79	216,000	256,700	288,700	314,800	
29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500	80	216,600	257,200	289,100	315,100	
30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700	81	217,300	257,500	289,500	315,400	
31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000	82	217,700	257,800	289,900	315,700	
32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200	83	218,300	258,100	290,400	316,000	
33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300	84	219,000	258,400	290,900	316,300	
34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200	85	219,600	258,600	291,300	316,500	
35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300	86	220,100	258,800	291,900	316,900	
36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400	87	220,600	259,100	292,500	317,200	
37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500	88	221,300	259,400	293,100	317,400	
38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600	89	221,800	259,600	293,400	317,600	
39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600	90	222,400	259,800	293,900	317,900	
40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600	91	223,000	260,200	294,400	318,200	
41	181,300	225,800	253,300	291,600	336,600	92	223,500	260,400	294,800	318,500	
42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600	93	223,900	260,700	295,200	318,700	
43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600	94	224,400	261,100	295,700	319,000	
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600	95	224,900	261,400	296,200	319,300	
45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200	102	228,100	263,200	299,200	321,000	
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000	103	228,700	263,500	299,500	321,300	
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800	104	229,300	263,800	299,800	321,500	
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600	105	229,700	264,000	300,100	321,700	
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400	106	230,200	264,200	300,500	322,000	
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100	107	230,500	264,500	300,900	322,300	
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800	108	230,900	264,700	301,300	322,500	
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600	109	231,100	265,000	301,600	322,700	
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400	110	231,500	265,300	302,000		
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100	111	232,000	265,600	302,400		
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800	112	232,400	265,800	302,700		
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500	113	232,600	266,000	302,900		
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200	114	233,100	266,300	303,200		
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900	115	233,600	266,500	303,500		
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500	116	234,100	266,700	303,700		
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000	117	234,400	267,000	303,900		
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500	118	234,800	267,300	304,200		
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000	119	235,200	267,600	304,500		
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400	120	235,600	267,900	304,700		
70	211,800	253,100	282,500	311,300	358,900	121	236,000	268,100	304,900		
71	212,100	253,500	283,300	311,800	359,400	122		268,300	305,200		
72	212,600	253,900	284,000	312,300	359,900	123		268,600	305,500		
73	212,800	254,100	284,800	312,600	360,300	124		268,900	305,700		

再任用  
職員以  
外の職  
員

70 70	を	61 61 61 62 62 62 63 63 63	31 に、	別表第六中	再任用職員
に改める。	65 66 66 66 66 66 67 67 67 67 67 68 68 68 68 68 69 69 69 69 69	に、	58 58 59 60 60 61 61 61 61 62 62 62 63 63 63 64	22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 31 31 32	125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137
	に、	66 66 66 67 67 67 68 68 68 68 69 69 69 69 69	を	を	193,600
	70 71 71 71	66 66 67 67 67 68 68 68 68 69 69 69 69 69	57 58 58 58 59 59 59 60 60 60	21 22 22 23 23 24 24 25 26 27 28 29 30	204,700
	を	69 69 69 69 70 70 70 70			223,200
	70 70	69 69 69 69 70 70 70 70			305,900 306,200 306,500 306,700 306,900 307,200 307,500 307,700 307,900
					1
					1

第二条 技能職員等の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第八条中「六月に支給する場合には百分の八十五、十二月に支給する場合には百分の九十」を「百分の八十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

3 平成三十年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給（平成三十年四月一日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、知事の定めるところによる。

4 (施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)  
施行日から平成三十一年三月三十一日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上

別表第七中	29 30 31 32 33 34 35 36 38 40 42	を	30 32 34 36 37 38 39 40 41 42 43	に、	78
改める。	80 82 84 88 92 96	を	79 82 85 88 91 94 97	に、	
			104 108 112 116 123 130	を	
			105 110 115 121 127 133	に	

必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与（技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成二十一年三月青森県訓令甲第九号。以下「平成二十一年改正訓令」という。）附則第七項及び第八項又は技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令（平成二十七年三月青森県訓令甲第一号。以下「平成二十七年改正訓令」という。）附則第三項及び第四項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成二十一年改正訓令附則第七項及び第八項又は平成二十七年改正訓令附則第三項及び第四項の規定による給与を含む。）の内払とみなす。  
(施行事項)

6 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

### 人事委員会

人事委員会規則七―二〇六（平成三十年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例）をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―二〇六

平成三十年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例

平成三十年四月一日から職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成三十年十二月青森県条例第七十六号）の施行の日の前日までの間において人事委員会規則七―二〇三（平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料）第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月青森県条例第十号）附則第五項又は第六項

の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

34
34
34
35
35
35
35
35
36
36
36
36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
37
37
38
38
38

38
38
38
39
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
40
40
41

を

33
34
34
34
34
35
35
35
35
35
36
36
36
36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
37
37
37
38
38
38

38
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40

に改める。

別表第七の教育職給料表（一）昇格時号給対応表中

54
54
55
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59

別表第七の二の警察職給料表降格時号給対応表中

47
47

に改める。

36
37
38
39
40
42

を

37
37
38
39
40

別表第七の医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63

に改める。

46
46
47
47
48
48
49

を

45
46
46
46
47

別表第七の教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63

に改める。

58
59
60
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
64

を

60
60
60
61
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64

を

53
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57
57

88
90
92
94

に改める。

別表第七の二の教育職給料表(一)降格時号給対応表中

95
98
101
104
107
110
113
116
121
126
131

に改める。

81
82
83
84
87
90
93

を

82
84
86

別表第七の二の教育職給料表(一)降格時号給対応表中

72
76
80
85
90

に改める。

94
96
98
100
103
106
109
112
118
124
130

を

別表第七の二の海事職給料表降格時号給対応表中

59
62
65
68
73
78
83
89

を

60
64
68

る。

42
----

に、

24
26
27
28
29
30
31
32
33
35
36
36
37

を

25
26
27
28
29
30
31
32
33
35
36
37
38

に改め

別表第七の二の医療職給料表(一)降格時号給対応表中

78
80
82
84
85
を
79
82
85
85
85

に改める。

別表第七の二の医療職給料表(三)降格時号給対応表中

30
32
を
31
32

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(この項において「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。  
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第六関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円	3 項職員 円
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800	円 45,000
1 年 以 上 2 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800	円 45,000
2 年 以 上 3 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800	円 45,000
3 年 以 上 4 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800	円 45,000
4 年 以 上 5 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800	円 45,000
5 年 以 上 6 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800	円 45,000
6 年 以 上 7 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 49,000	円 45,000
7 年 以 上 8 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 47,200	円 45,000
8 年 以 上 9 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 45,400	円 45,000
9 年 以 上 10 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 43,600	円 45,000
10 年 以 上 11 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 41,800	円 37,500
11 年 以 上 12 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 40,000	円 30,000
12 年 以 上 13 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 38,200	円 22,500
13 年 以 上 14 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 36,400	円 15,000
14 年 以 上 15 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 35,000	円 7,500
15 年 以 上 16 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 33,600	
16 年 以 上 17 年 未 満	円 410,400	円 364,800	円 305,300	円 248,600	円 183,100	円 32,200	
17 年 以 上 18 年 未 満	円 406,000	円 360,800	円 302,000	円 246,000	円 181,500	円 30,800	
18 年 以 上 19 年 未 満	円 401,600	円 356,800	円 298,700	円 243,400	円 179,900	円 29,400	
19 年 以 上 20 年 未 満	円 397,200	円 352,800	円 295,400	円 240,800	円 178,300	円 28,000	
20 年 以 上 21 年 未 満	円 392,800	円 348,800	円 292,100	円 238,200	円 176,700	円 26,600	
21 年 以 上 22 年 未 満	円 373,400	円 331,900	円 278,300	円 226,200	円 167,500	円 26,000	
22 年 以 上 23 年 未 満	円 353,600	円 314,700	円 264,300	円 214,300	円 157,700	円 25,400	
23 年 以 上 24 年 未 満	円 334,300	円 298,000	円 250,800	円 202,300	円 148,600	円 24,800	
24 年 以 上 25 年 未 満	円 314,900	円 281,100	円 236,900	円 190,500	円 138,900	円 23,800	
25 年 以 上 26 年 未 満	円 295,400	円 264,200	円 223,200	円 178,700	円 129,700	円 23,200	
26 年 以 上 27 年 未 満	円 272,700	円 243,400	円 205,600	円 164,300	円 118,700	円 22,600	
27 年 以 上 28 年 未 満	円 250,500	円 223,000	円 188,500	円 150,000	円 108,300	円 22,000	
28 年 以 上 29 年 未 満	円 228,100	円 202,600	円 171,200	円 135,700	円 98,000	円 21,200	
29 年 以 上 30 年 未 満	円 205,300	円 181,800	円 153,600	円 121,400	円 87,000	円 20,900	
30 年 以 上 31 年 未 満	円 180,500	円 159,900	円 135,600	円 106,400	円 76,400	円 20,500	
31 年 以 上 32 年 未 満	円 155,600	円 138,000	円 117,300	円 91,600	円 65,300	円 19,900	
32 年 以 上 33 年 未 満	円 131,000	円 116,300	円 99,400	円 76,400	円 54,900	円 19,000	
33 年 以 上 34 年 未 満	円 92,900	円 84,400	円 73,400	円 40,700	円 40,700	円 18,100	
34 年 以 上 35 年 未 満	円 57,600	円 54,600	円 49,100	円 38,900	円 27,500	円 17,400	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一六二（初任給調整手当）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中「二万円」を「二万円」に改め、同項第三号中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同項第四号中「五千九百円」を「六千四百円」に改め、同項第五号中「五千五百円」を「五千三百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百三・五以上百分の百七十」を「百分の百九以上百分の百八十」に、「百分の百二十七・五以上百分の二百十」を「百分の百三十三以上百分の二百二十」に改め、同項第二号中「百分の九十三以上百分の百三・

五」を「百分の九十八以上百分の百九」に、「百分の百十四以上百分の百二十七・五」を「百分の百十九以上百分の百三十三」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十二」を「百分の八十七」に、「百分の百二」を「百分の百七」に改める。

第十四条の二第一項中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

第二条 人事委員会規則七―八〇の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百九以上百分の百八十」を「百分の百六以上百分の百七十五」に、「百分の百三十三以上百分の二百二十」を「百分の百三十・五以上百分の二百十五」に改め、同項第二号中「百分の九十八以上百分の百九」を「百分の九十五・五以上百分の百六」に、「百分の百十九以上百分の百三十三」を「百分の百十六・五以上百分の百三十・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十七」を「百分の八十四・五」に、「百分の百七」を「百分の百四・五」に改める。

第十四条の二第一項中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

#### 附 則

1 この規則中、第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭